



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

記者発表資料

平成29年11月29日

復興庁

「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」 (国会報告) について

このたび、東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況に関して報告を取りまとめ、本報告を国会に提出することについて閣議決定がなされました。

別添1：東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子）

別添2：東日本大震災からの復興の状況に関する報告

【本件に関するお問い合わせ先】
復興庁 小八木、赤崎、金岡
電話：03-6328-0220